

広島県訓令第14号

総務部  
都市部  
各地域事務所

建築工事検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年四月九日

広島県知事 藤田雄山

建築工事検査規程の一部を改正する訓令

建築工事検査規程（昭和五十二年広島県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項から第四項までの規定及び第九条第二項中「吏員」を「職員」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。